

社会福祉法人みみづく福祉会

幼保連携型認定こども園 こもれび

＜ 説明会用資料 令和4年度向け ＞

令和3年9月6日・7日版

1. 園の概要

- (1) 運営法人 : 社会福祉法人みみづく福祉会
 (2) 代表者氏名 : 理事長 鈴木 逸子
 (3) 施設管理者 : 園長 寺島 朋子

*R4 年度より新法人による運営を計画しております。
 但し、概要及び運営方針等に変更はありません。

2. 施設の目的及び運営方針

目 的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての乳幼児期の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行います。
運営方針	① 関係法令を遵守するとともに幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教育・保育の提供を行います。 ② 園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ③ 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ④ 園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3. 教育及び保育内容

法人理念	いささかなりとも人のお役に立つことができ得れば
教育及び保育理念	子ども達一人一人に愛情をもって接することで、健やかな育ちを保障する
教育及び保育方針	・子どもの健全な心身の発達を図る。 ・豊かな人間性を育む。 ・家庭や地域と連携を図り、子育て支援を行う。
教育及び保育目標	・友達を思いやれる子ども ・友達と力を合わせてやり切れる子ども ・物や生き物、植物を大切にできる子ども ・あいさつができる子ども ・思いを伸び伸びと表現できる子ども
提供する教育・保育の内容等	・乳幼児の発達に必要な教育・保育 ・食事の提供 ・預かり保育事業 ・延長保育事業 ・一時預かり事業（4月1日現在満2歳以上5歳以下） ・その他教育・保育に係る行事等
特色のある教育・保育	・異年齢児保育（3～5歳児対象） ・英語で遊ぼう（5歳児対象） ・体操教室（2～5歳児対象） ・リトミック（全園児対象） ・こもれびスイム（4・5歳児対象） ・絵画教室（3～5歳児対象）

4. 職員体制

職 種	員 数 (人)		職 種	員 数 (人)	
	常 勤	非常勤		常 勤	非常勤
園 長	1		園医 (嘱託)		1
副園長	1		園歯科医 (嘱託)		1
主幹保育教諭	2		園薬剤師 (嘱託)		1
保育教諭	24	5	管理栄養士 (業務委託)	1	
保育補助者	2	3	調理師 (業務委託)	3	
事務長	1		体操講師 (嘱託)		1
事務職員	1		英語講師 (嘱託)		1
			リトミック講師 (嘱託)		1
			絵画教室講師 (嘱託)		1

*職員数は利用園児数により変動する場合がありますが、京都府認定こども園の要件等に関する条例に定める基準及び関係法令等を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員を配置しています。

5. 通園区域

1号認定 (幼稚園枠) : 同志社山手地区

2号及び3号認定 (保育所枠) : 市内全域

*同志社山手地区の1・2号認定はできるだけ徒歩・自転車での通園協力をお願いします。

6. 教育・保育の提供日及び提供時間

(1) 提供日・休園日

	提供日	休園日
1号認定	月～金曜日	・土曜日 ・日曜日 ・祝日 ・夏季休業日(7月21日 ～ 8月31日) ・冬季休業日(12月26日 ～ 1月 5日) ・春季休業日(3月25日 ～ 4月 9日) ※祝日等の関係により変更になる場合があります。
2号・3号認定	月～土曜日	・日曜日 ・祝日 ・年末年始(12月29日 ～ 1月 3日)

*伝染病・風水害・警報発令など、その他必要と認めたときは休園することがあります。

(2) 提供時間

開 園 時 間		月～金曜日	7:00～19:00
		土曜日	7:00～16:00
1号認定	教育標準時間認定	月～金曜日	9:00～14:00 (5時間)
	預かり保育 (全員利用)	月～金曜日	14:00～16:00 (2時間)
2・3号認定	保育標準時間認定	月～金曜日	7:00～18:00 (最長11時間)
		土曜日	7:00～16:00 (最長9時間)
	保育短時間認定	月～金曜日	8:30～16:30 (最長8時間)
		土曜日	8:00～16:00 (最長8時間)

※1号認定全員利用の預かり保育は、別途利用料を頂きます。

※利用希望に応じて、開園時間内で延長保育及び預かり保育を行います (別途利用料必要)。

※開園日の月～金曜日9:00～16:00に、在園児以外の一時的預かり保育を行います。

※別途利用料金は、P6を参照ください。

7. 給食等について

※1号認定子どもを含め、全ての園児に給食等を提供します。

○=提供

	提供内容				こども園での摂取割 (1日の摂取カロリー)
	午前のおやつ	給 食		午後のおやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	50% (約930kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	45% (約1300kcal)
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

給食の提供	・業務委託した(株)魚国総本社が、当園において調理します。 ・献立は管理栄養士監修のもと作成し、献立表は毎月配布します。
食物アレルギーへの対応	・必ず当園規定の指示書に医師の診断を明記してもらい、提出してください。 除去食や代替食を提供します。 ・他の園児と変わらぬ生活を過ごせるように配慮します。 ・関係者・関係機関と十分に連携し、万が一事故が発生した時は、全職員が迅速かつ適切に対応します。
食育に対する考え方	料理、収穫等、様々な体験を通じて食べる事と体について関心を持ち、健全な食事習慣や社会性を身につけることが出来るよう食育を実践します。

8. 利用料その他費用等の徴収について

(1) 特定教育・保育利用料

1号認定子ども・2号認定子どもは、幼児教育・保育に伴う保育料無償化のため、保育料の利用者負担はありません。

3号認定子どもは、園児の在住する市町村の定める保育料を毎月お支払いください。

(2) その他費用

① 教育及び保育の提供に要する実費の費用

項 目	金 額		備 考
給食費（1号・2号認定）	月額	6,000円	給食主食 1500円 副食 4500円
1号預かり保育	月額	4,000円	原則全員利用 14:00~16:00
絵本代（3～5歳児）	月額	未 定	年齢ごとに新学年前月（3月）に確定
新学年毎に必要な用品代		未 定	年齢ごとに新学年前月（3月）に確定
行事費等	月額	0・1歳児300円 2歳児400円 3～5歳児500円	夏祭り・運動会・クリスマス・進級祝
卒園アルバム代（5歳児）	月額	1,000円	小学校就学年度の7～8月頃配付
お泊まり代（5歳児）	1回	実費徴収	年1回実施
布団リース代（0～4歳児）	月額	1,500円	希望者のみ

*1号認定子どもは長期休業日分として、8月の給食費の徴収はありません。

ただし、その他の「月額」表記は、長期休業月等に関係なく毎月（12ヶ月）徴収します。

(3) 費用の徴収方法

毎月保護者様から、口座振替（自動引落）により当園が直接徴収します。

また、口座振替手数料は、当園が負担しますが、残高不足等で口座振替が出来ない場合は、手数料を保護者様にてご負担の上、園指定口座に振り込みをお願いします。

2ヶ月以上滞納があった場合は、退園とさせていただくことがあります。

9. セキュリティ対策・ICT システム

園のすべての門は24時間施錠しており、ICカードでの操作で開錠頂けます。

また、園児情報や登降園管理用にICTシステム（CODMON）を導入しており、**ICカードで登降園時間の打刻や、専用アプリで園からの連絡・保護者様より園への欠席連絡等**をして頂くことが可能です。

10. 令和4年度より同敷地内に**放課後児童クラブ**を開設予定

これまで、就学の際に訪れる“小1の壁”による多くの保護者様自身の苦悩や、小学校への適応が難しいというようなお子さまの悩みをよく耳にしておりました。就学による影響は子どもだけではなく、施設に預けられる時間の変動や長期休暇期間のお弁当などにより、保護者にも大きな負担となります。そこで認定こども園という施設特色を活かし、ワーキングマザーがぶつかる“小1の壁”に対する緩衝材の役割として機能させることで、ご家庭のフォローに繋がればということから運営計画に至りました。

小学2年生迄を対象として、こもれび卒園児（同志社山手地区在住児童）優先

11. 新型コロナウイルス感染症についての対応

現在、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として**別紙の対応**を行っております。尚、来年度も感染拡大状況によって内容は変わるかと思いますので**入園までに改めてお知らせ**致します。

[illegible]

		7:00			8:30												16:30			18:00		19:00				
2号・3号認定 (保育所枠)	月・金曜日	標準時間認定	教 育 及 び 保 育 時 間 (最大11時間)																延長保育		19:00以降 10分ごとに300円					
			2号－無償 3号－市町村の定める保育料																150円 定期利用は 月額2000円							
		短時間認定	延長保育	教 育 及 び 保 育 時 間 (最大8時間)												延 長 保 育										
			150円	2号－無償 3号－市町村の定める保育料												150円		150円								
	土曜日	標準時間認定	教 育 及 び 保 育 時 間 (最大9時間)													16:00以降 10分ごとに300円	◎2号認定 (保育所枠／3・4・5歳児)									
			2号－無償 3号－市町村の定める保育料																							
短時間認定		延長保育	教 育 及 び 保 育 時 間 (最大8時間)												◎3号認定 (保育所枠／0・1・2歳児)											
		100円	2号－無償 3号－市町村の定める保育料																							
		7:00		8:00													16:00									

曜 日	時 間	金 額		備 考		
開園日の 月～金	9：00～16：00	1回	保育料1500円 別途給食・おやつ代500円	4月1日現在満2歳以上5歳以下・1日3名まで		(令和2年4月より)

10. 入園手続き

【1号認定（幼稚園枠）】

(1) 応募資格

同志社山手地区に保護者とともに居住している3～5歳児

＊転入が確定している場合を含みます。

＊市立三山木幼稚園・普賢寺幼稚園との併願はできません。

(2) 入園願書配布

令和3年9月1日（水）以降の、開園日/開園時間にこもれびで配布します。

＊こもれびホームページからもダウンロードが可能です。

(3) 入園願書受付

令和3年9月9日(木)・10日(金) 9:00～18:00

場所 こもれび

(4) 抽選について

- ・申し込みが募集人数を超えた場合は抽選により入園を決定します。
- ・抽選の有無はこもれび及び市のホームページでお知らせします。
- ・抽選の詳細は、ホームページでお知らせします。

11. 入園について

入園が決定した場合は、当園と利用契約を締結して頂きます。

◎こもれびでの1日

(月～金曜日)

時 間	1号認定	2号認定	3号認定
7:00	(預かり保育)	(延長保育) 随時登園	(延長保育) 随時登園
8:30		教育及び保育	教育及び保育
9:00	登 園		
	教育及び保育		
11:00	給 食	給 食	おやつ(牛乳) 給 食
12:00			
13:30	午 睡	午 睡	午 睡
14:00	預かり保育		
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
16:00	降 園		
	(預かり保育)	随時降園	随時降園
18:00		(延長保育)	(延長保育)
19:00			

(土曜日)

時 間	1号認定	2号認定	3号認定
7:00	(預かり保育)	(延長保育) 随時登園	(延長保育) 随時登園
8:30		教育及び保育	教育及び保育
11:00	給 食	給 食	おやつ(牛乳) 給 食
13:30	午 睡	午 睡	午 睡
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
16:00	随時降園	随時降園	随時降園

※6月～12月の期間、幼児クラス(3～5歳)において異年齢保育日を設けます。

◎年間行事予定

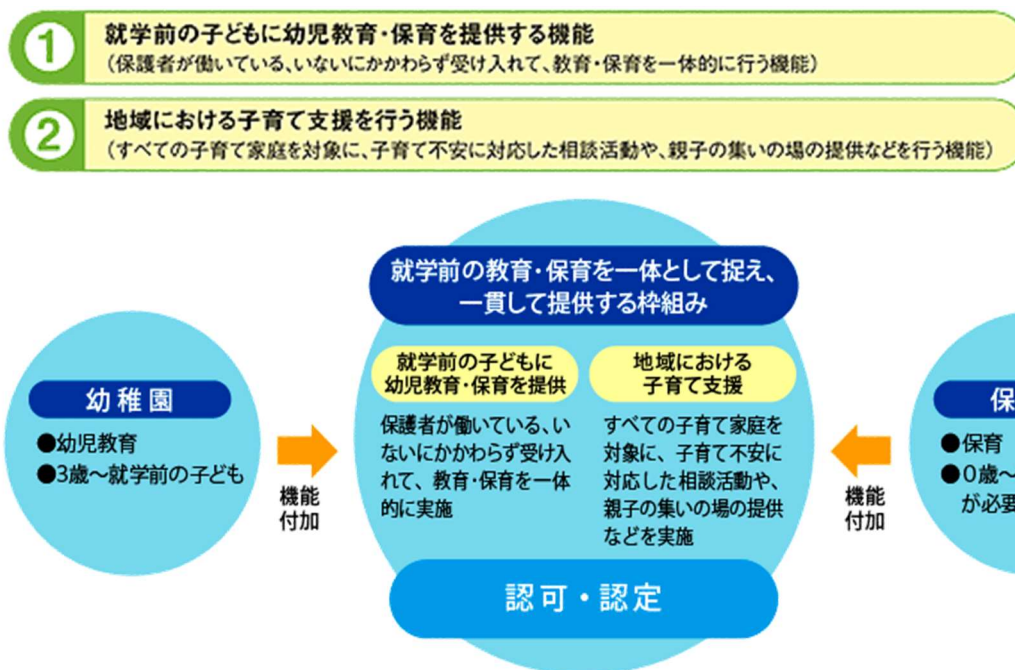
※行事の実施時期は、前後する場合があります。

※誕生会は隔月に行います。

※毎月身体測定(コドモンにて記録が閲覧できます。)・避難訓練を行います。

認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

- **幼保連携型** ★こもれびはここに属します。
幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- **幼稚園型**
認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- **保育所型**
認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- **地方裁量型**
幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の認定基準は？

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、また参酌して各都道府県等が条例で定めます。

主な基準等は以下の通りです。

○ 職員資格・学級編制等

職員資格

- ・ <幼保連携型>
 - ・ 保育教諭を配置。保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有。ただし、施行から 5 年間は、一定の経過措置あり。
- ・ <その他の認定こども園>
 - ・ 満 3 歳以上:幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併有が望ましい。
 - ・ 満 3 歳未満:保育士資格が必要

学級編成

- ・ 満 3 歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の 4 時間程度については学級を編制

○教育・保育の内容

- ・ <幼保連携型、その他の認定こども園>
 - ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて教育・保育を実施（幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づくことが前提。）
 - ・ 小学校における教育との円滑な接続
 - ・ 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮

認定こども園の利用手続きについて

新制度では教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設けています。

- 認定区分

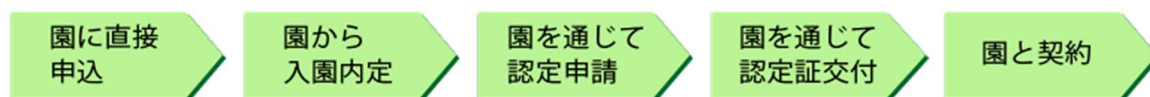
1号認定：教育標準時間認定・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、幼稚園

2号認定：保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 ⇒ 認定こども園、保育所

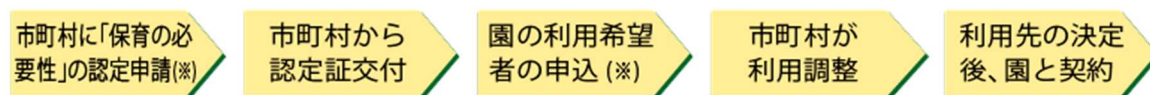
3号認定：保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 ⇒ 認定こども園、保育所、地域型保育

- 利用手続きの流れ（イメージ）

（1号認定の場合）



（2号・3号認定の場合）



国の行政窓口は？

認定こども園に関する事務については、内閣府子ども・子育て本部で一元的に対応します。なお、学校教育法上に位置づけられている幼稚園について文部科学省、児童福祉法上に位置づけられている保育所について厚生労働省と各種法体系の連携を図っていきます。

都道府県や市町村の行政窓口は？

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、地方自治体の関係機関の連携協力が義務付けられています。

これに基づき、都道府県や市町村においては、次のような場面で一体的対応の推進を図るとともに、都道府県と市町村との連携の推進も必要です。

- 幼児期の教育・保育に関する保護者向け窓口
- 認定こども園の認定申請と、幼稚園・保育所の認定申請の受付窓口
- 補助金申請窓口

◆ 都道府県担当部署（幼保連携型認定こども園のうち、指定都市、中核市管内に設置されるものについては、指定都市、中核市）